

○社会福祉法人石垣市社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人石垣市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の理事、監事、評議員及び各種委員等の報酬及び費用弁償について定めることを目的とする。

(役員手当)

第2条 本会の会長及び副会長には次のとおり手当を支給する。

(1) 会長 年額 120,000 円

(2) 副会長 年額 60,000 円

(費用弁償)

第3条 理事会、評議員会、各種委員会等に出席した者には、次のとおり費用弁償を行う。

(1) 理事、監事、評議員 2,000 円

(2) 各種委員会委員 2,000 円

2 監事が監査を行った場合 10,000 円

(講師謝礼金)

第4条 本会が開催する講習会、研修会等の講師には、謝礼金を支給する。

2 前項の謝礼金の支給額は、その都度会長が諸般の事情を考慮して決める。

附 則

この規程は、平成21年8月25日から施行し、平成21年4月1日より適用する。

附 則

この規程は、平成29年6月22日から施行する。